

募集要項等に係る質問書に対する回答

■審査基準書

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	ア	(ア)	a				
1	審査基準書	SPC設立	4 5		3	(3)						審査基準書に記載のあるSPC設立の評価としては、「マネジメント及びガバナンス体制:60点」の項目のみで判断されるとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
2	審査基準書	SPC	5		3	(3)						SPC設立に対する評価項目は審査基準書の「※項目」の記載の通りだと考えますが、SPCによって提案となる、事業継続性等が評価される項目を公表いただけますと幸いです。	事業継続性等の視点も「マネジメント及びガバナンス体制:60点」で評価します。
3	審査基準書	地域社会、地域経済への貢献	5		3	(3)		ア			表2	「地元企業」として定義・評価されるのは、営業所所在を含まない岡崎市内本社のみとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、営業所所在の場合等、本市への納税義務が生じている場合等も一定の評価が反映されるものとお考えください。
4	審査基準書	価格審査	9		3	(4)						審査基準書に記載のある計算式より、価格評価基準額である3,165,725,600円(税抜き)を提出する場合と、例えば価格評価基準額を下回る2,900,000,000円(税抜き)を提出する場合は、どちらも250点満点が計上されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	審査基準書	価格審査	9		3	(4)						価格評価点の計算方法で価格評価基準額・提案価格と上限価格の差を分数にして0.5乗とした場合、95%で提示した事業者と、85%で提示した事業者とでは約90点、100%付近と95%では100点以上の差が付き提案点で挽回できなくなります。本件基準書の価格の平方根に比例する基準ではなく、正比例する基準に訂正できませんでしょうか。	原案のとおりとします。市としては、性能面を重視していることから、性能評価を75%、価格評価を25%の設定としています。一方で、事業者の価格削減努力も一定の評価が得られるよう今回の計算式を採用しています。
6	審査基準書	価格審査	9		3	(4)						価格評価点の算定式に関して、貴市が実施されてきた他のPFI事業とは異なり、応募者が提示した提案価格の差が点数として大きく開く形になっています。この算定式の場合、実質的な価格評価点のウェイトが高くなり、性能評価点の優位性が低くなる(価格重視の評価方法)と考えられることから、再考(他のPFI事業と同様に、最も低い提案価格と応募者の提案価格の割合で価格評価点を算定する方式に修正)していただけないでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
7	審査基準書	価格審査	9		3	(4)						価格評価基準額を下回る事業者が複数いた場合、それぞれに価格点の満点がつくという理解でよろしいでしょうか。また、下限についての設定や低入調査等は想定されておりますでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、想定していません。